

都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業 事業者公募要項

東京都板橋区栄町35番2の都有地貸付による
地域密着型サービス施設等整備事業

令和元年7月
東京都福祉保健局

目 次

1	公募の趣旨	3
2	公募施設及び規模等	3
3	応募資格	3
4	貸付予定地（敷地）の概要	5
5	貸付条件等	6
6	整備費補助等（予定）について	8
7	施設整備に関する基本的条件	8
8	施設運営に関する基本的条件	10
9	施設整備のスケジュール	11
10	質疑及び回答	11
11	応募申込書類の提出	12
12	借受申請書類の提出	13
13	事業計画策定に当たっての留意事項	14
14	借受者の選定方法	15
【その他添付書類】		
	公募・審査の流れ	16
	事業者説明会参加申込書	17
	質問票	18
	提出書類一覧（応募申込書提出）	19
	提出書類一覧（借受申請書提出）	20
	現地案内図	21
	地積測量図	22
	都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業実施要綱等	24
	（別添）板橋キャンパス跡地活用プラン	

【問い合わせ先】

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都福祉保健局高齢社会対策部

施設支援課施設調整担当

TEL 03-5320-4587（直通）

FAX 03-5388-1391

1 公募の趣旨

東京都（以下「都」という。）では、地域の高齢者が安心して暮らせるまちづくりを推進するため、地域密着型サービス等の整備促進を図っています。しかし、都市部では地価水準が高く、用地の確保が困難であることなどにより、十分な整備が進んでいません。

このため、都では、区市町村と密接な連携の下、所有地を民間事業者等（以下「事業者」という。）に低廉な価格で貸し付けることにより、地域の福祉インフラ整備を促進することとしました。

今回の公募は、所有地活用による地域の福祉インフラ整備事業実施要綱（高齢）（平成19年3月23日付18福保高施第637号。以下「実施要綱」という。）（24ページ以下参照）に基づき、地域密着型サービス事業所等を整備し、質の高い福祉サービスを継続的に提供する事業者を募集するものです。

事業者の決定は、プロポーザル方式により、この要項に定める応募資格を満たす応募事業者から、施設整備や運営についての具体的な提案を行っていただき、書類審査、現地視察及びヒアリングの結果等を総合的に評価した上で行います。

なお、今回の整備は板橋区における令和3年度以降の「第8期介護保険事業計画」に反映することを予定しております。

2 公募施設及び規模等

本事業は、都が土地を賃貸し、土地を借り受ける事業者（以下「借受者」という。）が自ら地域密着型サービス事業所等を建築し、運営していただくものです。

（1）整備施設及び規模

ア 認知症高齢者グループホーム（2ユニット定員18名又は3ユニット定員27名）

イ 小規模多機能型居宅介護事業所（登録定員29名、通い定員18名、宿泊定員9名程度）

ただし、ア又はイのいずれかの事業所内に地域交流スペースを確保すること。

（2）その他自由提案による併設施設等

事業者が提案する施設等を併設することも可能です。併設する場合の条件については、実施要綱第2条第2項を御確認ください。ただし、併設を希望する場合は、板橋区と協議の上、提案してください。

（3）竣工及び開設

施設の竣工は令和4年度、施設の開設は令和5年4月1日までに行っていただくことを予定しています。

（4）その他

認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所及び上記（2）により併設する施設等の整備に関しては、事業者はそれぞれ関係する法令の規定に基づく施設基準を満たすとともに、「7 施設整備に関する基本的条件」及び「8 施設運営に関する基本的条件」を満たすことが必要です。

3 応募資格

本事業に応募する事業者は、以下の資格要件をすべて満たすことが必要です。

なお、一事業者につき一件の提案とし、所有地活用による地域の福祉インフラ整備事業の貸付対象事業者について（平成20年3月26日付19福保高施第998号）

(31 ページ以下参照) に定める法人とします。

(1) 事業実績

平成31年4月1日現在、下記アからケまでのいずれかの高齢者事業の運営実績が1年以上あること。

- ア 認知症高齢者グループホーム
- イ 小規模多機能型居宅介護
- ウ 看護小規模多機能型居宅介護
- エ 特別養護老人ホーム（地域密着型を含む。）
- オ 介護老人保健施設
- カ 介護療養型医療施設
- キ 介護医療院
- ク 特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む。）
- ケ 短期入所生活（療養）介護

(2) 財務状況

- ア 応募時において、事業開始当初の運営資金が確保されていること。
年間事業費（予算額）の1/2分の3以上+法人事務費（100万円以上）を自己資金で確保していること（金融機関からの借入金は認めない）。
また、応募事業者が行っている既存事業についても、その運営資金が確保されている必要があります。
- イ 応募時において、債務超過でないこと（社会福祉法人にあっては、現状及び整備計画による負債総額が資産総額の2分の1を超えないこと）。
債務超過を解消するために出資等を行い、補助申請時点では債務超過が改善している場合であっても原則として認められません。
- ウ 過去3年間（平成28年度から30年度まで）の決算状況が、営業活動（通常の事業運営）に基づく赤字でないこと。
一時的な損失により赤字が生じた場合は相談に応じます。

(3) その他

- ア 事業者説明会に参加していること。
説明会開催日時：令和元年8月21日（水曜日）
午後2時から
場 所：板橋区立グリーンホール 504会議室
（板橋区栄町36番1号）
※参加を希望される事業者は、「事業者説明会参加申込書」（17ページ参照）に必要事項を記入の上、板橋区健康生きがい部介護保険課施設整備・事業者指定係宛て、同年8月19日（月曜日）午後5時までに、FAXでお申し込みください。FAX送信後、必ず受信確認の電話をしてください。
※申込先
板橋区健康生きがい部介護保険課施設整備・事業者指定係
FAX：03-3579-3402
TEL：03-3579-2253
※この説明会において、公募要項・様式以外で応募申込に必要な書類を配布します。
※説明会には、公募要項・様式をお持ちください。
- イ 既設施設において、平成28年度以降、都道府県又は区市町村が実施した指

- 導検査等において、指摘事項がない、又は改善済みであること。
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - エ 板橋区の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けていないこと。
 - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及びそれらの者と関係を有する者でないこと。
 - カ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体に所属し又は関与していないこと。

4 貸付予定地（敷地）の概要

(1) 所在地

(地 番) 東京都板橋区栄町35番10、15及び18

※35番18は地下部分のみ貸付

(住居表示) 東京都板橋区栄町35番2

(2) 敷地面積

所有地 1,874.69 m²

現地案内図（21ページ）／地積測量図（22、23ページ）を参照

(3) 土地の状況

ア 更地

イ 地盤調査の結果、予定外の地中埋設物又は土壌汚染等が判明した場合には、その取扱いについて協議を行うこととします。

(4) 一団地認定について

ア 貸付予定地を含む板橋キャンパス構内全体は、建築基準法第86条の2第1項の規定による認定を受けており、一団地認定を維持するために、本整備事業も一団地認定基準に適合したものとしてください。

なお、原則として、事業計画の検討に当たっては、今後予定している一団地内の他の設定敷地における整備内容に影響がないよう、地域密着型サービス施設等の整備事業の敷地においては、一部の接道条件の緩和を除き、本整備事業の設定敷地内にて完結する容積率、建蔽率、日影、緑化基準等の計画としてください。

イ 本整備事業に当たっては、建築確認申請前に一団地認定の変更の手續（設定敷地及び南北構内通路（令和3年度、都により整備予定）の追加）が必要です。

なお、当一団地認定されている他の設定敷地については、今後都が基本設計及び実施設計を行う予定であり、当該設計事業者と誠実に調整し、協力して進めてください。一団地内で各事業者の同意が求められる場合には、速やかに同意するなど誠実に対応してください。

一団地内で同時に公募が行われる障害者向けの施設が同時期の整備となる場合は、本件の事業者が一括して一団地認定の変更手續を行うものとします。整備の時期が大きく異なる場合には、先行する事業者が行う一団地認定の変更手續を踏まえ、後続の事業者が一団地認定の変更手續を行うこととします。

ウ 一括して行った一団地認定の変更手續に必要な手数料は、変更手續を行った

事業者が負担し、他の事業者に必要な額を請求するものとします。

(5) 建築上の法規制等

ア 当該地域 地区等

用途地域	近隣商業地域 都道の境界線から20m以内	第二種住居地域 都道の境界線から20m超
面積	1,874.69㎡	
建蔽率	80%	60%
容積率	400%	300%
防火・準防火	防火地域	準防火地域
高度地区	第三種高度地区	
日影規制	規制なし	敷地境界線から 5m超 4時間以上 10m超 2.5時間以上

イ 計画道路 なし

ウ 地区計画等 なし

エ 埋蔵文化財 調査対象外区域

オ 水害関係 なし

カ その他、関係法令及び条例・要綱

建築基準法・消防法その他関係法令等を十分確認し、担当部署と協議してください。

(6) 接道状況

北側 区道（幅員：7m）

(7) 最寄駅

東武東上線「大山駅」下車徒歩約4分

都営地下鉄三田線「板橋区役所前駅」下車徒歩約10分

(8) 所在地域の特性

ア 計画地は、東武東上線、都営地下鉄三田線の駅から近く、交通の便が良い場所です。

また、近くに区役所、文化会館をはじめとする公共施設、病院、商店街等があり、生活のための利便性が高い場所です。

イ 計画地の近隣（一団地内の他の設定敷地）においては、「板橋キャンパス跡地活用プラン」（別添資料）に基づき、都により社会福祉施設建替え促進施設や災害備蓄倉庫等が整備される予定です。

(9) 現地の見学

計画地は、現在フェンスで囲まれているため、敷地内に立ち入ることはできませんが、現況を確認したい場合は、都にて立会いの上対応いたしますので、別途御連絡ください。

5 貸付条件等

借受者は、以下の条件により都と借地借家法（平成3年法律第90号）第22条に規定する定期借地権設定契約を締結するものとします。

(1) 貸付期間

50年

(2) 貸付開始時期

借受者の決定後、契約を締結し、貸付を開始します。ただし、当該施設の建設に当たって施設整備費の補助を利用する場合には、契約締結前に補助決定の内示を得ていることが必要です。

(3) 貸付料

定期借地権設定契約の締結時点において、土地の評価をした上で、正式な貸付料を決めることとなります。

事業計画策定に当たっての参考額については、令和元年8月21日（水曜日）に開催する事業者説明会で情報提供いたします。

(4) 保証金

貸付料の30か月分（利息を付さないものとします。）

なお、5（11）貸付料の見直しにより、貸付料の増額改定があった場合には、改定後の貸付料を基に新たな保証金を算出し、保証金の不足分を追加で納付していただくことがあります。

(5) 支払方法

ア 保証金

都が別途指定する日までに支払うこととします。

イ 貸付料

都が発行する納入通知書により、四半期ごとに支払うものとします。貸付料の起算日は、契約により定めます。起算日が月の途中になった場合には、その月の貸付料は、日割り計算によって算出します。

なお、貸付料の支払いが遅れた場合には、東京都公有財産規則（昭和39年東京都規則第93号）第38条の2の規定により計算された額の延滞金を徴収します。

(6) 定期借地権の登記

定期借地権の設定登記は認められません。

(7) 用途の指定

借受者は、当該所有地を認知症高齢者グループホーム及び小規模多機能型居宅介護事業所用地（「2 公募施設及び規模等」（2）で示している併設施設を含む。）として使用しなければなりません。

なお、都の承諾なく目的外に利用した場合や、第三者に転貸した場合は、借受地を原状回復の上、返還していただきます。

(8) 施設整備

当該所有地で事業を行うために必要な施設、設備等は、借受者の負担で設置してください。

なお、施設整備費の補助を利用する場合には、別途補助協議が必要となります。

(9) 維持管理

施設、設備等の維持管理にかかる費用は借受者が負担することとなります。

(10) 土地の返還

貸付期間満了のとき、借受者側の理由により貸付契約が解除されたときは、借受者の負担により当該所有地の施設、設備等の撤去等を直ちに行い、原状に回復させ、返還することとなります。

(11) 貸付料の見直し

ア 貸付料は、土地の引渡しの日から原則として3年ごとに都と借受者の協議の上で、改定することができることとします。

なお、改定賃料は、賃料改定年の前年の年平均の総務省統計局発表の消費者物価指数と従前の賃料決定時の前年の年平均の総務省統計局発表の消費者物価指数とにより算出するものとします。

イ アにかかわらず、賃料が土地価格の変動等により近隣の土地の貸付料と比較して著しく不相応となった場合又は貸付対象施設に関する補助制度の変更等の状況の変化があった場合には、都は貸付料を改定することがあります。

(12) その他

契約の解除その他の事項については、都が定める契約書によります。

6 整備費補助等（予定）について

この事業は、板橋区地域密着型サービス等整備費補助要綱等に基づく補助協議対象となっています。参考として令和元年度（平成31年度）の補助単価をお示しします。事業計画作成に当たっては、下記単価を参考にしてください。

2（2）の併設施設等においても整備費補助等の対象となる場合があります。

なお、実際の交付単価を保証するものではありませんので、御注意ください。

また、借受者としての選定は補助内示を保証するものではありません。整備費補助については、別途、板橋区と補助協議を行っていただきます。

(1) 地域密着型サービス等整備費補助

ア 認知症高齢者グループホーム	1施設当たり	35,280千円
イ 小規模多機能型居宅介護	1施設当たり	35,280千円

(2) 認知症高齢者グループホーム整備費補助

ア 認知症高齢者グループホーム（高騰加算を含む。）	1ユニット当たり	25,000千円
---------------------------	----------	----------

※整備規模が3ユニット定員27名の場合は「認知症高齢者グループホームの運営実績があること」が必要です。

イ 小規模多機能型居宅介護併設加算		10,000千円
-------------------	--	----------

(3) 施設開設準備経費補助

ア 認知症高齢者グループホーム	定員1人当たり	839千円
イ 小規模多機能型居宅介護	宿泊定員1人当たり	839千円

※整備費補助金は、工事出来高に応じて年度ごとに交付する予定です。

今後、交付単価が上昇した場合には、利用者が負担する居住費等を見直していただくことがあります。

7 施設整備に関する基本的条件

施設の建築については、以下の関係法令及び条件を遵守していただきます。

なお、施設整備に関する補助制度の利用を予定する場合には、それぞれの補助基準に合致した計画であることが必要です（前掲「6 整備費補助等（予定）について」参照）。

(1) 施設建設

- ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- イ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
- ウ 消防法（昭和23年法律第186号）
- エ 東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例第89号）

- オ 東京都福祉のまちづくり条例（平成7年東京都条例第33号）
 - カ 東京における自然の保護と回復に関する条例（平成12年東京都条例第216号）
 - キ 高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（平成15年東京都条例第155号）
 - ク 東京都板橋区中高層建築物の建設に係る紛争の予防と調整に関する条例（昭和54年板橋区条例第29号）
 - ケ その他、関係法令及び条例等
- (2) 施設の整備等
- ア 介護保険法（平成9年法律第123号）
 - イ 東京都板橋区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成25年板橋区条例第17号）
 - ウ その他、関係法令及び条例等
- 建築業者については、都が定める「老人福祉施設及び介護保険施設の整備費補助等に係る契約手続基準」に準じて、板橋区と協議の上、入札を行ってください。
- (3) 防災関係設備
- ア 消防法の設置義務がない施設であっても、スプリンクラー等の防火設備を設置してください。
 - イ 入居室がある福祉施設においては、「東京消防庁予防事務審査・検査基準」に基づき、四周バルコニーの設置が求められ、バルコニーには、直接地上等への避難ができる階段又はスロープの設置が求められています。
- (4) 地域住民への対応
- ア 借受者決定後、事業計画について、地域住民に対して丁寧な説明に努め、十分理解を得た上で、計画を進めてください。
 - イ 板橋区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例に基づき、住民説明会を開催し、施工者決定後には工事説明会を開催してください。
 - ウ 本公募による借受者として決定されるまでは、都又は板橋区が主催する場所以外で、個別に地域住民に対する説明や調整等を行わないでください。
- (5) 車両の進入路について
- ア 車両の進入路は、北側区道の進入口から南北構内通路を通る予定です。
南北構内通路側に、駐車場及びサービス車両の寄り付きスペースを設ける必要があります。
 - イ 事業者が施設を整備する際の工事車両等については、南側都道の進入口から南北構内通路を通る予定です。
なお、工事車両の通過等により南北構内道路が損傷しないための保全措置や、損傷した場合の原状回復については、事業者の負担で行ってください。
- (6) 地盤の高さについて
- 板橋キャンパス全体の整備計画を踏まえ、南北構内通路と敷地の高さを合わせるため、盛土等の土地造成工事を事業者の負担で行うこととなります（南北構内通路の詳細な内容は、今後都が行う予定の基本設計において決定します。）。
- なお、地盤調査や高低測量についても、事業者で実施してください。
- (7) インフラについて
- ア 電気、ガス、水道、下水道については、借受者ごとに、全て都道側に接続す

るものとしします。

イ 電気の引込みに当たっては、地中引込を基本としします。地中引込の場合、地中配管を事業者負担で設置するとともに、高圧キャビネットの設置スペースが必要になります。

地中引込が困難な場合は協議することとしします。

(8) デザイン

建物及び外構のデザインについては、一団地内全体の調和を崩さないよう留意するものとし、既存の東京都健康長寿医療センターとの連続性・一体性を踏まえた設計としてください。

(9) 建築確認申請

板橋区都市整備部建築指導課又は民間審査機関へ申請してください。

(10) 南北構内通路の整備

南北構内通路は、都が整備することとしますが、入札不調等により完成時期が延伸する可能性があります。その場合、施設整備工事の着手時期は順延することとします。

(11) 一団地内に別途都が施行する建物等整備について

借受者による本件施設整備後、一団地内に別途都が敷地造成工事、社会福祉施設建替え促進用仮移転施設及び防災備蓄倉庫新築工事、広場等整備工事を実施する予定としています。

8 施設運営に関する基本的条件

以下の項目を施設運営の条件としします。

(1) 基本協定の締結

借受者決定後、提案された事業を確実に実施していただくために、板橋区と借受者との間で基本協定を締結していただきます。

(2) 事業実施期間

本公募に基づいて整備する施設は、都及び板橋区がやむを得ないと認める事情がある場合を除き、貸付期間満了日まで継続して事業を実施していただきます。

やむを得ない事情により事業を中止する場合は、都及び板橋区と協議の上、借受者の責任で後任事業者を選定し、引継ぎを行うこととします。

(3) 介護保険事業所の指定等

介護保険法に基づく、認知症高齢者グループホーム及び小規模多機能型居宅介護事業所としての指定基準を満たし、板橋区から事業所指定を受けてください。

その他、2(2)の併設施設等がある場合は、関係法令に基づき、指定を受けるなど、必要な手続を行ってください。

(4) 地域密着型サービス等の利用

認知症高齢者グループホーム及び小規模多機能型居宅介護の利用者は、原則として板橋区民（以下「区民」という。）とします。

(5) 福祉サービス第三者評価

福祉サービス第三者評価を定期的に受審してください。

(6) 利用者負担

認知症高齢者グループホームにおける「家賃」、小規模多機能型居宅介護における「宿泊費」については、本地の貸付料が減額されていること踏まえ、利用者の負担を軽減してください。

- (7) 夜勤体制
認知症高齢者グループホームでは、ユニットごとに1名以上の夜間職員の配置をしてください。
- (8) 地域交流
施設の運営に当たっては、近隣住民に対し十分な説明を行い、要望に対しては、誠実に対応してください。
また、日常的に地域との交流を図るなど、近隣住民との友好関係を構築し、地域に開かれた運営を行うとともに、地域福祉向上に貢献できる運営を行ってください。
- (9) 運営推進会議
2か月に1回以上開催してください。

9 施設整備のスケジュール

令和元年8月21日	事業者説明会
22日～	質疑受付期間（8月30日まで）
9月2日～6日	応募申込書類受付期間
9月24日～27日	借受申請書類受付期間
10月～令和2年1月	審査
令和2年2月	借受予定者の決定・発表
12月	東京都施設整備費補助協議書提出
令和3年6月以降（施設整備費補助内示後）	賃貸借契約の締結 代金の支払い・土地の貸付 施設建設工事着工
令和4年度	施設建設工事竣工
令和5年4月1日まで	開設

10 質疑及び回答

- (1) 質疑者の資格
事業者説明会に参加した応募予定の事業者とします。
- (2) 質疑の方法
必要事項及び質疑の内容を別添「質問票」（18ページ参照）に記載の上、FAX又はメールにより送付してください。
これ以外の方法（電話、訪問等）による質問は、御遠慮ください。
なお、質問票は、質問事項1件ごとに作成してください。（1通の質問票に複数の質問事項を記載しないようにしてください。）
- (3) 受付期間及び送付先
ア 受付期間
令和元年8月22日（木曜日）から8月30日（金曜日）まで
イ 送付先
板橋区健康生きがい部介護保険課施設整備・事業者指定係
FAX : 03-3579-3402
メール : ki-sougou@city.itabashi.tokyo.jp
- (4) 回答の方法
質問のあった事業者にFAX又はメールで回答するとともに、令和元年9月中

旬を目途に、すべての質疑回答書を東京都公式ホームページに掲載します。

ホームページに掲載された質疑回答書は、公募要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。

11 応募申込書類の提出

本公募への申込を希望する事業者は、次により応募申込書類を提出してください。
板橋区にこれらの書類を提出した事業者を応募申込者とします。

(1) 申込書提出条件

3 の応募資格を満たした上で、事業者説明会に参加していること。

(2) 提出書類

- ア 応募申込書（様式1）
- イ 担当者連絡先（様式2）
- ウ 法人定款
- エ 法人の沿革・概要（様式3）
- オ 役員名簿（様式4）
- カ 代表者の経歴（様式5）
- キ 法人登記事項証明書（全部事項証明） ※3か月以内に発行されたもの
- ク 法人代表者の印鑑証明書 ※3か月以内に発行されたもの
- ケ 法人運営に関する基本的な考え方・理念（様式6）
- コ 事業者概要（既存施設の運営状況）（様式7）
- サ 法人のパンフレット
- シ 資産の状況（預金残高証明書、資産目録等）
- ス 令和元年度（平成31年度）予算書
- セ 決算報告書（平成28年度～30年度）
- ソ 過去（3年間）の監督官庁の実地検査等結果（指摘事項と改善案）

(3) 提出部数・綴り方

ア 正本2部

ファイル（A4・縦型・左綴じ）で綴り、表紙及び背表紙にタイトル・法人名を記入し、各書類番号（19ページ参照）を記載したインデックスを付して提出してください。

イ 副本12部

ファイルの表紙を含めて全ての書類に法人が特定できる名称、ロゴマーク等は一切使用しないでください。

ファイル（A4・縦型・左綴じ）で綴り、各書類番号（19ページ参照）を記載したインデックスを付して提出してください。

また、決算書類等の名称が記載されている書類については、黒マジック等で名称部分を塗抹してください。

(4) 提出日時及び場所

ア 日時

令和元年9月2日（月曜日）から9月6日（金曜日）まで
午前9時から午後5時まで

※提出に際しては、電話予約の上、御来庁ください。

イ 場所

板橋区板橋二丁目66番1号

板橋区健康生きがい部介護保険課施設整備・事業者指定係
板橋区役所 北館2階 14番窓口
電話 03-3579-2253 (直通)

12 借受申請書類の提出

応募申込者は、次により借受申請書類を提出してください。

板橋区にこれらの書類を提出した事業者を応募者とします。所定の期間内に申請書類が提出されなかった場合には、応募を辞退したものとみなします。

なお、提出締切日以降の計画内容の変更は受け付けません。

(1) 提出書類

【事業計画】

- ア 所有地等借受申請書 (第1号様式)
- イ 事業参入理由書 (様式8)
- ウ 事業計画書 (様式9)
- エ 開設までのスケジュール (様式10)

【資金計画】

- ア 事業費・資金調達内訳等一覧表 (様式11)
- イ 工事費積算見積書
- ウ 初期総投資額の積算根拠 (様式12)
- エ 費用別内訳書 (様式13)
- オ 借入金返済計画書 (様式14)
- カ 収支見込シミュレーション (様式15)
- キ 利用者負担額、給与費積算根拠 (様式16)
- ク 収支見込シミュレーションの算定根拠 (様式17)

【建物関係】

- ア 施設設計図 (配置図・平面図・立面図・完成予想図)
- イ 室別面積表 (様式18)
- ウ 建物面積按分表 (様式19)
- エ 建築・消防所管部署との相談経緯報告書 (様式20)

【その他】

- ア 既存事業所職員の離職状況 (様式21)

(2) 書類作成上の留意点

ア 提出部数・綴り方

- (ア) 正本2部 (9月27日(金曜日)までに提出すること。)

ファイル (A4・縦型・左綴じ) で綴り、表紙及び背表紙にタイトル・法人名を記入し、各書類番号 (20ページ参照) を記載したインデックスを付して提出してください。

- (イ) 副本12部 (副本については、正本書類を確認した後に提出していただきます。)

ファイルの表紙を含めて全ての書類に法人が特定できる名称、ロゴマーク等は一切使用しないでください。

ファイル (A4・縦型・左綴じ) で綴り、各書類番号 (20ページ参照) を記載したインデックスを付して提出してください。

- イ 追加書類の提出・ヒアリングの実施

都及び板橋区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求め、又はヒアリングを実施することがあります。

ウ 著作権の帰属等

応募申込書類及び借受申請書類等の著作権は、応募申込者及び応募者に帰属します。ただし、都及び板橋区は、借受者の公表等必要な場合には、応募申込書類及び借受申請書類等の内容を無償で使用できるものとします。

なお、提出書類は、理由のいかんを問わず返却しません。

エ 費用の負担

本公募に関し必要な費用は、応募申込者及び応募者の負担とします。

オ 使用言語及び単位

提出書類における言語は日本語、単位はメートル法を使用することとします。

カ 資料の取扱い

都及び板橋区が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的での使用を禁じます。

また、この検討の目的の範囲内であっても、都及び板橋区の下承を得ることなく、第三者に対して、これを使用させ、又は内容を提示することを禁じます。

(3) 提出日時及び場所

ア 日時

令和元年9月24日（火曜日）から9月27日（金曜日）まで
午前9時から午後5時まで

※提出に際しては、電話予約の上、御来庁ください。

イ 場所

板橋区板橋二丁目66番1号

板橋区健康生きがい部介護保険課施設整備・事業者指定係

板橋区役所 北館2階 14番窓口

電話 03-3579-2253（直通）

13 事業計画策定に当たっての留意事項

板橋区では、介護が必要となった高齢者の方が住み慣れた地域で生活できるようにするために、地域密着型サービスの充実を図っています。中でも、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じ、随時訪問や宿泊を組み合わせることでサービスを提供することで居宅における生活の継続を支援するための、小規模多機能型居宅介護の整備を進めたいと考えています。

つきましては、様式9「事業計画書」の作成に当たっては、地域密着型サービスの目的を踏まえて、「7 施設整備に関する基本的条件」及び「8 施設運営に関する基本的条件」を参照の上、以下の項目についての提案を盛り込むようにしてください。

(1) 利用者保護

契約による利用制度の下で、自己決定能力が低下した者のサービス利用を支援するための①権利擁護、②苦情解決、③事業の透明性の確保についての具体的な方策

(2) 衛生管理

食中毒や感染症対策等の衛生管理に関する考え方及び具体的な対応策

(3) 事故防止

施設内における事故防止に関する考え方及び具体的な対応策

- (4) 家族との連携
利用者の家族と連携を図る手段について
- (5) 医療機関との連携体制
緊急時における協力医療機関との連携体制について
- (6) 要介護状態の軽減
利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止のための具体的な方策
- (7) 地域との連携
地域密着型サービス施設としての地域との連携及び地域住民との交流についての考え方と具体的な方策
なお、地域交流スペース又は併設施設等を活用した区民の健康づくりをサポートする場（健康づくり拠点）としての方策についても提案してください。

14 借受者の選定方法

(1) 借受者の決定方法

板橋区では、書類審査及びヒアリングを行い、板橋区として応募者に関する意見書を都へ提出します。

都では、板橋区からの意見書を踏まえ、都有地等利用事業者選定審査会の審査を経て、借受者を福祉保健局長が決定します。

なお、審査基準により、該当する事業者がないときは、借受者を決定しない場合があります。

また、借受者が事業を実施することが困難である場合には、再度審査会を開催し、新たな借受者を選定することがあります。

(2) 審査基準

都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業に関する利用事業者審査基準（平成20年3月26日付19福保高施第998号）（33ページ参照）のとおりです。具体的には下記の事項を重視して審査を行います。

ア 運営の確実性（財務状況、管理、運営体制、採算性等）

イ 運営方針・理念（経営理念、運営方針、人材養成の方針等）

ウ サービス内容（サービス体制、権利擁護の取組等）

エ 地域・関係機関との連携

オ 建物（認知症ケアに配慮したつくり、家庭的な雰囲気、安全性、地域・景観への配慮等）

(3) 審査結果の通知

審査の結果は、令和2年2月に文書で通知する予定です。

(4) 借受者の公表

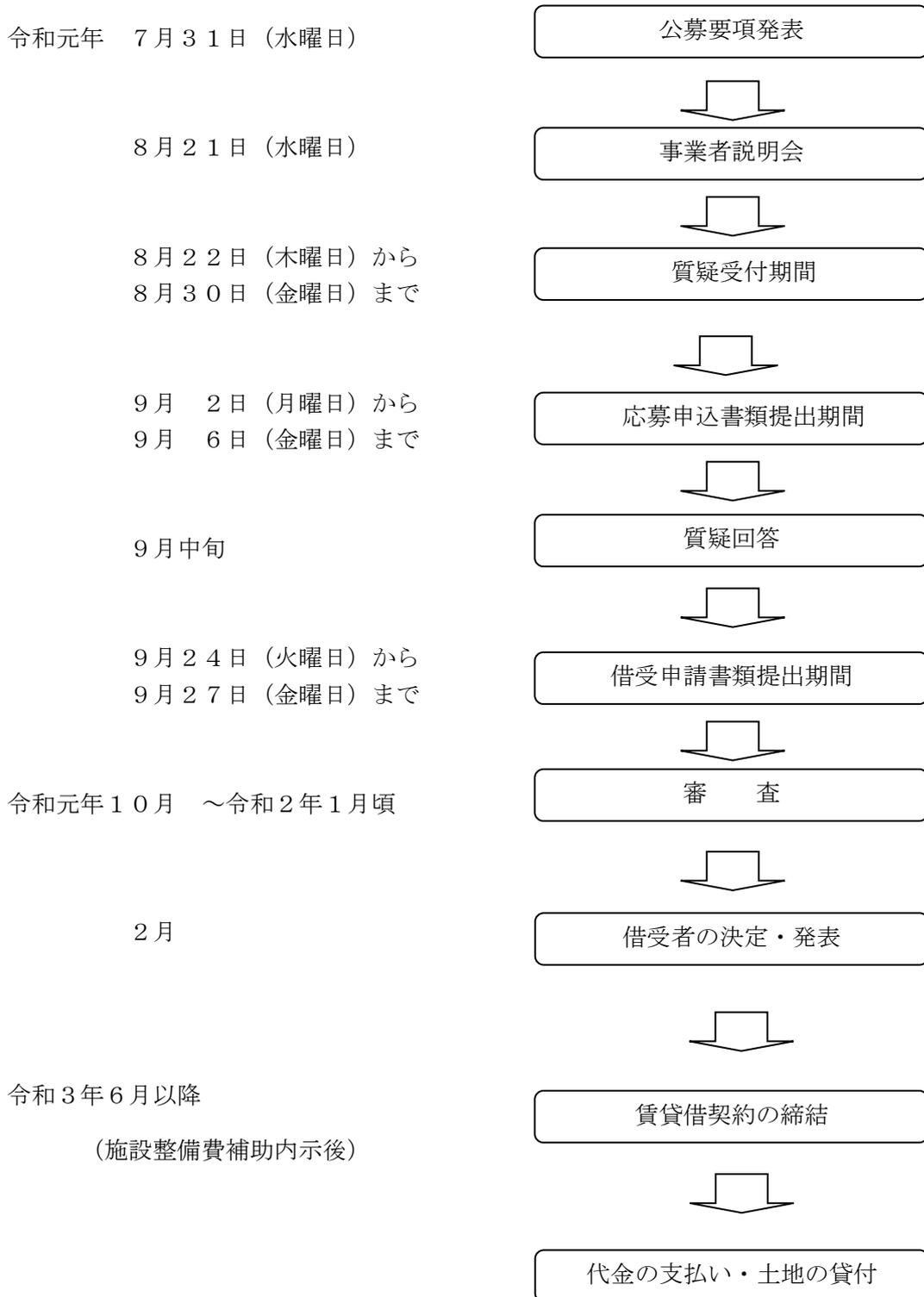
応募の状況、借受者として決定した事業者名及びその提案内容の概要については、東京都ホームページ及び板橋区ホームページで公表します。

（東京都ホームページ <http://www.metro.tokyo.jp>）

（板橋区ホームページ <http://www.city.itabashi.tokyo.jp/>）

原則として、借受者以外の応募申込者名、応募内容等は公表いたしません。

公募・審査の流れ（予定）



板橋区 健康生きがい部 介護保険課 施設整備・事業者指定係 宛
 FAX：03（3579）3402
 電話：03（3579）2253（直通）
 ※FAX送信後、必ず受信確認の電話をしてください。

事業者説明会参加申込書

栄町35番2の都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業

日 時：令和元年8月21日（水曜日） 午後2時から

会 場：板橋区立グリーンホール 504会議室（板橋区栄町36番1号）

法人名			
所在地			
担当者名		職名	
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			

出席予定者（1法人2名まで）

氏名		職名	
氏名		職名	

※ FAXにより、令和元年8月19日（月曜日）午後5時までに提出してください。

なお、この事業者説明会への参加は、応募申込への前提条件となります。

※ 説明会には、公募要項・様式をお持ちください。

板橋区 健康生きがい部 介護保険課 施設整備・事業者指定係 宛
FAX：03（3579）3402
電話：03（3579）2253（直通）

質問票

栄町35番2の公有地活用による地域の福祉インフラ整備事業

法人名	
所在地	
担当者	
連絡先	FAX 電話

※質問事項1件ごとに記入してください

質問事項	(公募要項 ページ 行目)
内 容	

提出書類一覧（応募申込書提出）

	No.	提出書類	様式	確認
応募申込時必要書類	1	応募申込書	様式 1	
	2	担当者連絡先	様式 2	
	3	法人定款		
	4	法人の沿革・概要	様式 3	
	5	役員名簿	様式 4	
	6	代表者の経歴	様式 5	
	7	法人登記事項証明書（全部事項証明） ※3か月以内発行		
	8	法人代表者の印鑑証明書 ※3か月以内発行		
	9	法人運営に関する基本的な考え方・理念	様式 6	
	10	事業者概要（既存施設の運営状況）	様式 7	
	11	法人のパンフレット		
	12	資産の状況（預金残高証明書、資産目録等）		
	13	令和元年度（平成31年度）予算書		
	14	決算報告書（平成28年度～30年度）		
	15	過去（3年間）の監督官庁の实地検査等結果（指摘事項と改善案）		

提出書類一覧（借受申請書提出）

	No.	提出書類	様式	確認
借受申請書提出時必要書類	16	所有地等借受申請書	第1号様式	
	17	事業参入理由書	様式8	
	18	事業計画書	様式9	
	19	開設までのスケジュール	様式10	
	20	事業費・資金調達内訳等一覧表	様式11	
	21	工事費積算見積書		
	22	初期総投資額の積算根拠	様式12	
	23	費用別内訳書	様式13	
	24	借入金返済計画書	様式14	
	25	収支見込シミュレーション（5年分） ①合計 ②グループホーム ③小規模多機能型居宅介護 ④提案事業	様式15 ①～④	
	26	利用者負担額・給与費積算根拠 ①グループホーム ②小規模多機能型居宅介護 ③提案事業	様式16 ①～③	
	27	収支見込シミュレーションの算定根拠 ①グループホーム ②小規模多機能型居宅介護	様式17 ①～②	
	28	施設設計図（①配置図・②平面図・③立面図・④完成予想図）		
	29	室別面積表 ①事業別 ②階層別	様式18 ①～②	
	30	建物面積按分表	様式19	
	31	建築・消防所管部署との相談経緯報告書	様式20	
32	既存事業所職員の離職状況（3年分）	様式21		

[現地案内図]



1 所在地

東京都板橋区栄町35番2

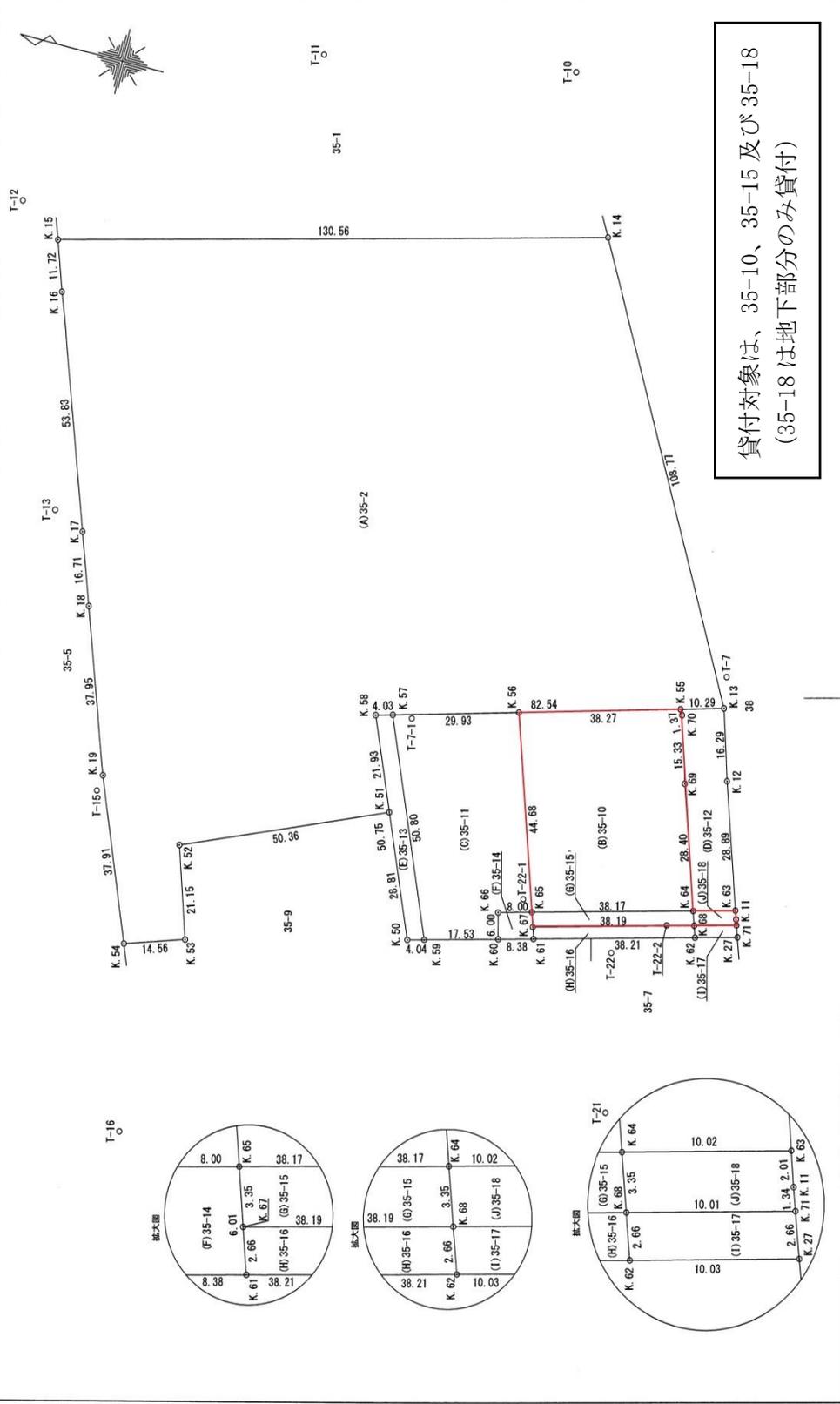
2 アクセス

東武東上線「大山」駅下車、南口・北口より徒歩4分

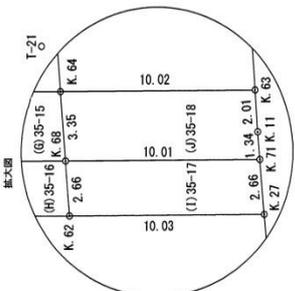
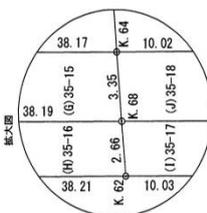
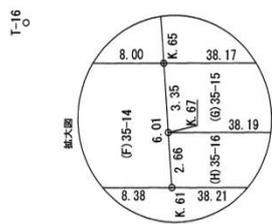
都営地下鉄三田線「板橋区役所前」駅下車、A3出口から徒歩10分

地積測量図 1/2

地番	(A)35-2, (B)35-10, (C)35-11, (D)35-12, (E)35-13, (F)35-14, (G)35-15, (H)35-16, (I)35-17, (J)35-18
土地の所在	板橋区栄町



貸付対象は、35-10、35-15及び35-18
(35-18は地下部分のみ貸付)



地番 (A)35-2, (B)35-3, (C)35-4, (D)35-5, (E)35-6, (F)35-7, (G)35-8, (H)35-9, (I)35-10, (J)35-11, (K)35-12, (L)35-13, (M)35-14, (N)35-15, (O)35-16, (P)35-17, (Q)35-18

板橋区栄町

産權求積表

(A)35-2

地番	X _n	Y _n	(X _{n+1} -X _{n-1}) Y _n	備考
K.54	-27531.988	-11785.564	32899.01060	算
K.53	-27545.750	-11781.087	66732.362494	算
K.52	-27539.250	-11780.953	470226.422846	算
K.51	-27585.732	-11741.557	446578.378938	算
K.50	-27577.244	-11741.311	835166.851372	算
K.13	-27656.984	-11699.837	320271.338038	算
K.14	-27604.658	-11694.477	-207504.4250278	算
K.15	-27478.170	-11636.852	-142889.013352	算
K.16	-27486.807	-11636.852	251986.207282	算
K.17	-27486.807	-11636.852	251986.207282	算
K.18	-27505.308	-11714.525	211259.743850	算
K.19	-27517.835	-11750.354	312324.403820	算
併	面積		33785.988758	
地	面積		16892.9943790	

(B)35-10

地番	X _n	Y _n	(X _{n+1} -X _{n-1}) Y _n	備考
K.56	-27610.086	-11712.473	-270323.876840	算
K.65	-27623.966	-11754.951	597633.463791	算
K.64	-27660.927	-11745.411	330504.120129	算
K.69	-27652.105	-11718.412	-154917.406640	算
K.70	-27647.707	-11703.720	-59209.119480	算
K.55	-27647.046	-11702.515	-440260.318815	算
併	面積		1713.4320725	
地	面積		1713.43	

(C)35-11

地番	X _n	Y _n	(X _{n+1} -X _{n-1}) Y _n	備考
K.57	-27691.181	-11720.261	109160.67262	算
K.59	-27690.744	-11767.144	429847.907472	算
K.60	-27616.219	-11762.762	182028.741950	算
K.66	-27616.219	-11756.951	73445.672897	算
K.65	-27623.966	-11754.951	-72093.114483	算
K.56	-27610.086	-11712.473	-501118.157305	算
併	面積		2720.372269	
地	面積		1360.1861345	

(D)35-12

地番	X _n	Y _n	(X _{n+1} -X _{n-1}) Y _n	備考
K.55	-27647.046	-11702.515	-108564.231655	算
K.70	-27647.707	-11703.720	59209.119480	算
K.69	-27652.105	-11718.412	154917.406640	算
K.63	-27610.630	-11742.907	8560.578203	算
K.12	-27661.656	-11715.443	-158668.935178	算
K.13	-27656.984	-11699.837	-170934.618570	算
併	面積		903.058695	
地	面積		451.5283475	

(E)35-13

地番	X _n	Y _n	(X _{n+1} -X _{n-1}) Y _n	備考
K.58	-27577.284	-11721.311	183426.795839	算
K.50	-27586.830	-11768.154	276080.892840	算
K.59	-27600.744	-11767.144	-184144.036456	算
K.57	-27581.181	-11720.261	-274957.323060	算
併	面積		406.329163	
地	面積		203.1645815	

(F)35-14

地番	X _n	Y _n	(X _{n+1} -X _{n-1}) Y _n	備考
K.66	-27616.219	-11786.951	-73445.672897	算
K.60	-27617.219	-11762.762	13098.956650	算
K.61	-27617.219	-11762.762	13098.956650	算
K.65	-27623.966	-11754.951	-113023.851685	算
併	面積		98.316617	
地	面積		49.15	

(G)35-15

地番	X _n	Y _n	(X _{n+1} -X _{n-1}) Y _n	備考
K.65	-27623.966	-11754.951	-42237.939920	算
K.68	-27661.994	-11748.591	42209.369720	算
K.64	-27660.927	-11745.411	-446654.489508	算
併	面積		255.531156	
地	面積		127.765780	

(H)35-16

地番	X _n	Y _n	(X _{n+1} -X _{n-1}) Y _n	備考
K.67	-27625.007	-11758.138	-445174.70089	算
K.61	-27625.834	-11760.667	444953.075278	算
K.62	-27662.841	-11751.115	424920.318400	算
K.68	-27661.994	-11748.591	-444496.191894	算
併	面積		202.931704	
地	面積		101.4658520	

(I)35-17

地番	X _n	Y _n	(X _{n+1} -X _{n-1}) Y _n	備考
K.68	-27661.994	-11748.591	-103975.030350	算
K.62	-27662.841	-11751.115	124091.774400	算
K.27	-27672.554	-11748.608	103975.180800	算
K.71	-27671.691	-11746.091	-124038.720960	算
併	面積		26.6019450	
地	面積		26.60	

(J)35-18

地番	X _n	Y _n	(X _{n+1} -X _{n-1}) Y _n	備考
K.68	-27661.994	-11748.591	126461.833524	算
K.71	-27671.691	-11746.091	108792.294842	算
K.11	-27671.256	-11744.823	-12461.257203	算
K.13	-27660.927	-11746.407	-21433.389393	算
K.64	-27660.927	-11746.407	67.015364	算
併	面積		33.5076820	
地	面積		33.50	

(K)35-14

地番	X _n	Y _n	(X _{n+1} -X _{n-1}) Y _n	備考
F-7	-27655.833	-11692.826	-11692.826	算
F-10	-27588.383	-11570.592	-11570.592	算
F-11	-27529.382	-11581.254	-11581.254	算
F-12	-27492.310	-11596.609	-11596.609	算
F-13	-27492.310	-11596.609	-11596.609	算
F-15	-27517.200	-11754.004	-11754.004	算
F-16	-27541.112	-11826.366	-11826.366	算
F-21	-27654.846	-11794.048	-11794.048	算
F-22	-27644.440	-11759.222	-11759.222	算
F-7-1	-27585.769	-11719.842	-11719.842	算
F-22-1	-27621.261	-11752.612	-11752.612	算
F-22-2	-27655.653	-11750.092	-11750.092	算

(L)35-15

地番	X _n	Y _n	(X _{n+1} -X _{n-1}) Y _n	備考
K.65	-27623.966	-11754.951	-42237.939920	算
K.68	-27661.994	-11748.591	42209.369720	算
K.64	-27660.927	-11745.411	-446654.489508	算
併	面積		255.531156	
地	面積		127.765780	

(M)35-16

地番	X _n	Y _n	(X _{n+1} -X _{n-1}) Y _n	備考
K.67	-27625.007	-11758.138	-445174.70089	算
K.61	-27625.834	-11760.667	444953.075278	算
K.62	-27662.841	-11751.115	424920.318400	算
K.68	-27661.994	-11748.591	-444496.191894	算
併	面積		202.931704	
地	面積		101.4658520	

(N)35-17

地番	X _n	Y _n	(X _{n+1} -X _{n-1}) Y _n	備考
K.68	-27661.994	-11748.591	-103975.030350	算
K.62	-27662.841	-11751.115	124091.774400	算
K.27	-27672.554	-11748.608	103975.180800	算
K.71	-27671.691	-11746.091	-124038.720960	算
併	面積		26.6019450	
地	面積		26.60	

(O)35-18

地番	X _n	Y _n	(X _{n+1} -X _{n-1}) Y _n	備考
K.68	-27661.994	-11748.591	126461.833524	算
K.71	-27671.691	-11746.091	108792.294842	算
K.11	-27671.256	-11744.823	-12461.257203	算
K.13	-27660.927	-11746.407	-21433.389393	算
K.64	-27660.927	-11746.407	67.015364	算
併	面積		33.5076820	
地	面積		33.50	

都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業実施要綱（高齢）

	18福保高施第637号 平成19年3月23日
改正	19福保高施第998号 平成20年3月26日
改正	20福保高施第1045号 平成21年3月24日
改正	22福保高施第2261号 平成23年6月2日
改正	26福保高施第1160号 平成26年11月13日
改正	26福保高施第2128号 平成27年4月1日
改正	28福保高施第1854号 平成29年3月3日
改正	29福保高施第61号 平成29年5月2日
改正	29福保高施第2238号 平成30年3月30日

（趣旨）

第1条 この要綱は、「都有地等を活用した民間事業者支援制度に関する要綱」（平成14年10月28日付14財財総第210号知事決定）及び「『都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業』に係る財産処理等の方針について」（平成27年3月9日付26福保総企第748号知事決定）に基づき、東京都（以下「都」という。）が所有する土地（建物がある場合には、これを含む。以下「都有地等」という。）のうち未利用の都有地等の貸付けに係る基本的事項を定め、もって地域に密着した生活の場（以下「地域の福祉インフラ」という。）の整備を促進し、福祉改革の推進を図ることを目的とする。

（対象となる地域の福祉インフラ等）

第2条 この要綱の対象となる地域の福祉インフラは、次に掲げるものとする。

（1）認知症高齢者グループホーム

老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設

（2）特別養護老人ホーム

老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム

（3）介護老人保健施設

介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人保健施設

（4）軽費老人ホーム

老人福祉法に規定する軽費老人ホーム

(5) 小規模多機能型居宅介護事業所

老人福祉法に規定する小規模多機能居宅介護事業の用に供する施設

(6) 複合型サービス事業所

老人福祉法に規定する複合型サービス福祉事業の用に供する施設

(7) 介護医療院

介護保険法に規定する介護医療院

2 前項に定める対象施設に、介護保険法又は老人福祉法に規定する施設又は事業所及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する事業所内保育事業を行う施設（別表1のとおり。以下「併設施設等」という。）を併設する場合であって、以下の条件を全て満たす場合については、所有地等の貸付けを行うことができるものとする。

(1) 当該所有地等を借り受ける者（以下「借受者」という。）が併設施設等の整備及び運営を行うこと。

(2) 併設施設等を整備することについて当該所有地等の所在する区市町村の長（以下「関係区市町村長」という。）からの要請があること。

(3) 併設施設等が対象施設の延床面積を超えない規模のものであること。なお、併設施設等を複数整備する場合の合計延床面積についても対象施設の延床面積を超えない規模のものであること。

3 第1項に定める対象施設のうち介護老人保健施設又は介護医療院に、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院又は診療所（以下「併設病院等」という。）を併設する場合であって、以下の条件を全て満たす場合については、所有地等の貸付けを行うことができるものとする。

(1) 借受者が併設病院等の整備及び運営を行うこと。

(2) 併設病院等を整備することについて関係区市町村長からの要請があること。

(3) 併設病院等が当該対象施設の延床面積を超えない規模のものであること。

（対象となる所有地等）

第3条 この要綱の対象となる所有地等は、都において利用予定のないものの中から、財務局長が決定する。

（貸付けの対象となる民間事業者）

第4条 所有地等の貸付対象者は、福祉保健局長が別に定める民間事業者のうち、対象となる所有地等において地域の福祉インフラを整備運営するものとする。

（貸付条件）

第5条 所有地等を前条の定める民間事業者に貸し付ける条件（以下「貸付条件」という。）は、次のとおりとする。

(1) 第2条に定める地域の福祉インフラを含めた施設を整備運営するために使用すること。

(2) (1)の事業を行うために必要な施設、設備等は、借受者の負担で設置すること。

(3) 施設、設備等の維持管理に係る費用を借受者が負担すること。

(4) (1)の事業が、貸し付ける所有地等及びその周辺地域の安全、環境等に影響を及ぼさないよう配慮すること。

(5) 第三者に転貸しないこと。

(6) 第11条に定める貸付期間の満了のとき、借受者側の理由により貸付契約を打切るとき又は第14条第2項後段に定める貸付契約の解除のときは、借り受けた所有地等を直ちに借受者の負担により施設、設備等の撤去等を行い、原状に回復させ、返還すること。

(7) 前各号に定めるもののほか、福祉保健局長が必要と認める条件。

(公募)

第6条 福祉保健局長は、関係区市町村長と協議の上、所有地等の借受者を公募する。

2 福祉保健局長は、前項に定める公募に関する事務を関係区市町村長に委任することができる。

3 公募に応じる者（以下「応募者」という。）は、所有地等借受申請書（別記第1号様式）2部を福祉保健局長に提出しなければならない。

4 貸付対象となる所有地等の所在、面積その他公募に必要な事項は、別途福祉保健局長が定める。

(関係区市町村長への意見聴取)

第7条 福祉保健局長は、公募の期間満了後、前条第3項の規定に基づき提出された所有地等借受申請書のうち1部を、関係区市町村長に速やかに送付し、応募者についての意見聴取を依頼する。依頼を受けた区市町村長は、書面によりその意見を福祉保健局長に通知する。

(審査会)

第8条 福祉保健局長は、前条の借受対象候補者について、借受者としての適格性等を審査するため、所有地等利用事業者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、福祉保健局長が別に定める審査基準に基づき、適正に審査しなければならない。

3 審査会の委員は、別表2のとおりとする。

(借受者の決定等)

第9条 福祉保健局長は、審査会の審査を経て貸付けの適否を決定し、貸し付けることを決定したときは所有地等貸付決定通知書（別記第2号様式）により、貸し付けないことを決定したときは所有地等不貸付決定通知書（別記第3号様式）により、その旨を応募者に通知する。

2 福祉保健局長は、財務局長及び関係区市町村長に対し、借受者を通知する。

(貸付契約)

第10条 東京都知事は、前条第1項の規定により貸付けを決定した者と貸付契約を締結する。

2 土地の貸付契約の形態は、借地借家法（平成3年法律第90号）第22条に基づく定期借地権設定契約とする。ただし、介護老人保健施設、小規模多機能型居宅介護事業所及び複合型サービス事業所については、同法第23条に基づく事業用定期借地権

等設定契約とすることができる。

建物の貸付契約の形態は、借地借家法第38条に基づく定期建物賃貸借契約とする。

(貸付期間)

第11条 土地の貸付けにおける貸付期間は、定期借地権設定契約については50年、事業用定期借地権等設定契約については10年以上50年未満(ただし、施設整備に当たり補助制度を活用する場合は、定期借地権の設定期間が原則として財産処分制限期間以上であること。)とする。

建物の貸付けについては、都における将来の利用計画など当該所有地等の個別の事情等を勘案し、別に定める公募要項において定めるものとする。

(貸付料及び保証金等の減額)

第12条 貸付料及び保証金又は敷金は、都において別途決定する。

2 前項の貸付料の決定に当たって、第2条第1項に定める対象施設、同条第2項に定める併設施設等及び同条第3項に定める併設病院等を整備する場合は、併設病院等の整備に用いる所有地等に係る部分を除き、通常に算定された額から50%の減額を行う。

ただし、土地の貸付けにおいて、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に公募を開始した案件については、貸付対象となる土地の1㎡当たりの更地価格(以下「土地価格」という。)によって減額率が変わる仕組みとし、土地価格が都内住宅地の地価公示平均額を考慮して設定した1㎡当たり360,000円(以下「一定額」という。)を超える場合には、併設病院等の整備に用いる所有地等に係る部分を除き、以下の計算式によって減額率を算定する。

なお、減額率については、小数点以下第2位までとする(小数点以下第3位がある場合、これを四捨五入する。)

減額率 = $1 - \{(\text{土地価格} - \text{一定額}) \times 0.1 + \text{一定額} \times 0.5\} \div \text{土地価格}$

3 土地を貸し付ける場合の保証金は、定期借地権設定契約の場合、貸付料月額30月分とし、事業用定期借地権等設定契約の場合、貸付料月額の12月分とする。

建物を貸し付ける場合の敷金は近傍類似の賃貸事例を考慮して設定するものとする。

ただし、土地の貸付けにおいて、平成26年8月20日以降に公募を開始した案件については、都と区市町村との間で補償に関する協定を締結する場合には、東京都公有財産規則(昭和39年東京都規則第93号)第36条の2第1項ただし書に定める取扱いをすることができる。

(貸付料の改定)

第13条 都は、前条第1項の貸付料が土地価格の変動により、若しくは近隣の土地若しくは建物の貸付料と比較して不相当となった場合、又は貸付けの対象施設に関する補助制度の変更等の状況の変化があった場合には、貸付料を改定することができる。

(使用状況の確認)

第14条 福祉保健局長は、土地の使用方法が貸付条件に適合しているか等を確認

するため、必要に応じ、調査を行うものとする。

- 2 福祉保健局長は、前項の調査において、その使用方法が不適切と認めたときは、借受者に対し改善を勧告するものとする。勧告により、改善がみられない場合は、貸付契約を解除するものとする。
- 3 福祉保健局長は、報告期限を定めて、借受者に借受都市地等使用状況報告書（別記第4号様式）を提出させるものとする。
- 4 福祉保健局長は、財務局長から求めがあった場合は、第1項に定める調査を行い、財務局長に報告するものとする。

（貸付けの開始時期）

第15条 この要綱による貸付契約に基づく貸付けは、平成37年3月31日までに開始するものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、福祉保健局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

第2条2項に定める併設施設等

種 別	主な根拠規定
老人デイサービスセンター	老人福祉法第20条の2の2
老人短期入所施設	老人福祉法第20条の3
養護老人ホーム	老人福祉法第20条の4
特別養護老人ホーム	老人福祉法第20条の5
軽費老人ホーム	老人福祉法第20条の6
老人福祉センター	老人福祉法第20条の7
老人介護支援センター	老人福祉法第20条の7の2第1項
有料老人ホーム	老人福祉法第29条第1項
介護老人保健施設	介護保険法第8条第28項
介護医療院	介護保険法第8条第29項
居宅サービス事業 ^{※1} を行う事業所	介護保険法第70条第1項
地域密着型サービス事業 ^{※2} を行う事業所	介護保険法第78条の2第1項
居宅介護支援事業を行う事業所	介護保険法第79条第1項
介護予防サービス事業 ^{※3} を行う事業所	介護保険法第115条の2第1項
地域密着型介護予防サービス事業 ^{※4} を行う事業所	介護保険法第115条の12第1項
介護予防支援事業を行う事業所	介護保険法第115条の22第1項
地域包括支援センター	介護保険法第115条の46第1項
地域支援事業（第1号事業）を行う事業所	介護保険法第115条の45の5第1項
事業所内保育事業を行う施設	児童福祉法第6条の3第12項

※1 居宅サービス事業とは、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を行う事業をいう。

※2 地域密着型サービス事業とは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービスを行う事業をいう。

※3 介護予防サービス事業とは、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を行う事業をいう。

※4 地域密着型介護予防サービス事業とは、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護を行う事業をいう。

別表2（第8条関係）

都有地等利用事業者選定審査会委員構成

1	福祉保健局高齢社会対策部長
2	福祉保健局総務部企画政策課長
3	福祉保健局総務部計理課長
4	福祉保健局総務部契約管財課長
5	福祉保健局高齢社会対策部計画課長
6	福祉保健局高齢社会対策部介護保険課長
7	福祉保健局高齢社会対策部施設支援課長
8	その他、福祉保健局長が必要と認めた者

都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業の貸付対象事業者について

19福保高施第998号
平成20年3月26日
改正 22福保高施第2261号
平成23年6月2日
改正 26福保高施第2376号
平成27年4月1日
改正 30福保高施第98号
平成30年4月19日

都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業実施要綱（高齢）（平成19年3月23日付18福保高施第637号）第4条に規定する貸付対象者は、以下に定める民間事業者とする。

1 認知症高齢者グループホーム

- (1) 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人
- (2) 医療法第39条に規定する医療法人
- (3) 特定非営利活動促進法第2条に規定する特定非営利活動法人
- (4) 一般社団法人及び一般財団法人
- (5) 農業協同組合法に基づく農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに消費生活協同組合法に基づく消費生活協同組合及び消費者生活協同組合連合会
- (6) 会社法第2条第1号に規定する会社
- (7) 中小企業等協同組合法第3条第4号に規定する企業組合

2 特別養護老人ホーム

- (1) 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人

3 介護老人保健施設

- (1) 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人
- (2) 医療法第39条に規定する医療法人
- (3) 平成11年3月31日付厚生省告示第96号に規定する介護老人保健施設を開設できる者

4 軽費老人ホーム

- (1) 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人
- (2) 医療法第39条に規定する医療法人
- (3) 特定非営利活動促進法第2条に規定する特定非営利活動法人
- (4) 一般社団法人及び一般財団法人
- (5) 農業協同組合法に基づく農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに消費生活協同組合法に基づく消費生活協同組合及び消費者生活協同組合連合会
- (6) 会社法第2条第1号に規定する会社

- (7) 中小企業等協同組合法第3条第4号に規定する企業組合
- (8) その他法令に基づき法人格を与えられた者であって、東京都知事が適当であると認めたもの

5 小規模多機能型居宅介護事業所

- (1) 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人
- (2) 医療法第39条に規定する医療法人
- (3) 特定非営利活動促進法第2条に規定する特定非営利活動法人
- (4) 一般社団法人及び一般財団法人
- (5) 農業協同組合法に基づく農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに消費生活協同組合法に基づく消費生活協同組合及び消費者生活協同組合連合会
- (6) 会社法第2条第1号に規定する会社
- (7) 中小企業等協同組合法第3条第4号に規定する企業組合

6 複合型サービス事業所

- (1) 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人
- (2) 医療法第39条に規定する医療法人
- (3) 特定非営利活動促進法第2条に規定する特定非営利活動法人
- (4) 一般社団法人及び一般財団法人
- (5) 農業協同組合法に基づく農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに消費生活協同組合法に基づく消費生活協同組合及び消費者生活協同組合連合会
- (6) 会社法第2条第1号に規定する会社
- (7) 中小企業等協同組合法第3条第4号に規定する企業組合

7 介護医療院

- (1) 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人
- (2) 医療法第39条に規定する医療法人
- (3) 平成30年3月30日付厚生省告示第181号に規定する介護医療院を開設できる者

都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業に関する利用事業者審査基準

19福保高施第998号
平成20年3月26日
改正 26福保高施第2376号
平成27年4月1日

都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業実施要綱（高齢）（平成19年3月23日付18福保高施第637号）第8条第2項に規定する利用事業者の審査基準は下記のとおりとする。

（1）組織運営に関する事項

- 1-1 それぞれの法人類型に応じた法律の規定、指導基準等に基づき、適切な構成の運営組織による事業運営が行われると認められること。
- 1-2 当該事業の事業内容について、理解と熱意を十分に有していること。
- 1-3 指導検査等において、過去に問題点がないか、あるいは過去に指摘された問題点が十分に改善されていること。

（2）財政運営に関する事項

- 2-1 施設整備資金のほかに事業開始当初の運営資金が確実に確保されていること。
- 2-2 法人としての財政状況及び収支状況が健全であること。

（3）事業運営に関すること

- 3-1 当該事業を実施するにあたって必要な事業者指定等を受ける見込みがあること。
- 3-2 当該事業の経験のある社会福祉法人、医療法人等との連携を図ることができ、必要に応じてその支援を得られること。
- 3-3 法令に基づく施設の最低基準その他の要件を満たしていること。

（4）事業計画に関すること

- 4-1 当該土地に当該施設の建設が可能であり、建築確認の見通しが確実であること。
- 4-2 計画にあたって当該区市町村の理解が得られていること。
- 4-3 当該建物は、当該施設に改修が可能であること。（建物を改修して利用の場合）
- 4-4 当該事業を継続的・安定的に運営するために必要な資金計画・収支計画が策定されており、事業開始から10年以上継続して事業を行う見込みがあること。

（5）その他

- 5-1 事業計画や過去の実績等を総合的に勘案し、安定的な事業運営が図られ、質の高いサービスが継続的に提供されると判断されること。

以上に定めるものの他、福祉保健局長は、個別事案に応じて、必要な審査基準を別途定めることができるものとする。

板橋キャンパス跡地活用プラン

平成31年2月

東京都福祉保健局

目 次

1	本プランの位置付け	1
2	検討体制	1
3	板橋キャンパスの敷地概要	2
4	板橋キャンパス再編整備の検討経緯	3
5	板橋キャンパス再編整備基本計画に基づく整備状況	4
6	板橋キャンパス再編整備基本計画策定後の検討状況とゾーニング	5
7	各ゾーンの整備スケジュール（予定）	8

（参考資料）

- ・板橋キャンパス跡地活用プラン策定委員会設置要綱
- ・板橋キャンパス跡地活用プラン策定委員会委員名簿

1 本プランの位置付け

板橋キャンパスには、かつて東京都老人医療センター、東京都老人総合研究所、東京都板橋老人ホーム、東京都板橋ナーシングホームが所在し、各施設が相互に連携を図りながら、長きにわたり高齢者の医療・福祉の進歩に貢献してきた。

しかしながら、介護保険制度の開始や、それに伴う民間におけるサービス提供の充実など高齢者の医療・福祉を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、施設の建物・設備の老朽化等の対応を図るため、都は、「板橋キャンパス再編整備基本構想」（平成19年5月）、「板橋キャンパス再編整備基本計画」（平成20年2月）を策定し、再編整備を進めてきた。

その結果、平成21年4月に、高齢者医療・研究の拠点として地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターを開設し、平成25年6月には新施設での運営を開始した。また、平成26年10月には板橋ナーシングホームの後継施設である民設民営施設の運営が開始された。

本プランは「板橋キャンパス再編整備基本計画」において今後検討するものとした板橋キャンパス栄町用地（既に健康長寿医療センターの新施設が建設された区域を除く。）の活用の具体的内容について定めるものである。

2 検討体制

本プランの策定にあたっては、東京都の職員で構成する「板橋キャンパス跡地活用プラン策定委員会」を設置して検討を行い、オブザーバーとして出席する板橋区から参考意見を聴取した。

※ 参考資料 板橋キャンパス跡地活用プラン策定委員会設置要綱、委員名簿

(検討経過)

開催年月日	検討内容
第1回策定委員会 平成31年1月11日	・板橋キャンパス跡地活用プランの策定について ・板橋キャンパス跡地活用プラン（骨子） ・今後の進め方
第2回策定委員会 平成31年1月29日	・板橋キャンパス跡地活用プラン ・今後の進め方

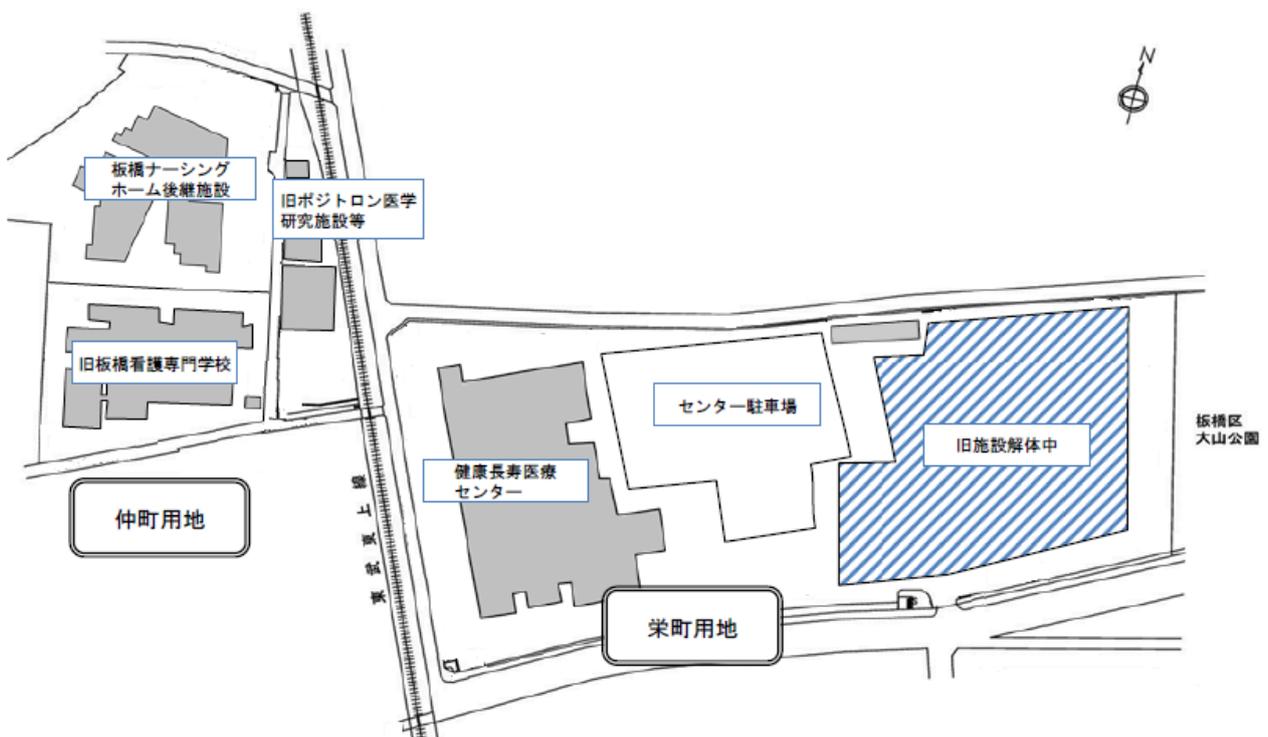
3 板橋キャンパスの敷地概要

板橋キャンパスは、東武東上線を挟んで東側に栄町用地、西側に仲町用地が立地している。本プランにおいて、旧施設解体後の跡地活用を検討した栄町用地の敷地概要は以下のとおりである。

【栄町用地の概要】

所在地	東京都板橋区栄町35番2号
敷地面積	50,851.97㎡ うち、都の敷地 20,959.75㎡【本プランにおいて活用を検討した区域】 健康長寿医療センターの敷地 29,892.22㎡
用途地域	第二種住居地域（※一部、近隣商業地域）
周辺状況	<ul style="list-style-type: none"> 区立板橋大山公園に隣接し、キャンパス周辺には、東武東上線大山駅を中心とした商店街や区立中学校、区立ホールなどの文教施設が点在する。 キャンパスの東側には環状6号線（山手通り）が、西側には川越街道が通り、栄町用地南の前面道路となる都道補助26号線が、環状6号線（山手通り）と結ばれていることにより、交通の便が良く、アクセスの容易な環境となっている。 将来的には、都道補助26号線は川越街道とも結ばれる計画となっており、東武東上線も立体化される計画である。
現況	<ul style="list-style-type: none"> 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターが運営され、旧施設（東京都老人医療センター・東京都老人総合研究所）を解体工事中である。

図1 板橋キャンパスの現況



4 板橋キャンパス再編整備の検討経緯

板橋キャンパスの歴史は大正13年の旧養育院本院の移転に遡るが、平成18年2月の「福祉・健康都市東京ビジョン」の策定当時は、東京都老人医療センター、東京都老人総合研究所、東京都板橋老人ホーム、東京都板橋ナーシングホームの各施設が所在しており、これらの施設を含む都立施設改革の方針を踏まえ、板橋キャンパス再編整備の検討を行ってきた。

(1) 福祉・健康都市東京ビジョン（平成18年2月）

平成18年2月に策定した「福祉・健康都市東京ビジョン」では、利用者本位のサービスの徹底のため、民間でできることは民間に委ねることを基本方針として、都立施設改革を一層推進することとした。

こうした方針の下、板橋老人ホームについては廃止するとともに、板橋キャンパス全体のあり方とあわせて、板橋ナーシングホームの民間の力を活かした運営形態への転換や老人医療センターの運営形態の検討を進めることとした。

(2) 板橋キャンパス再編整備基本構想（平成19年5月）

平成19年5月に策定した「板橋キャンパス再編整備基本構想」では、再編整備の考え方（※）を示した上で、老人医療センターと老人総合研究所を一体化した地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの設立、板橋ナーシングホームの民設民営化を進めることとした。

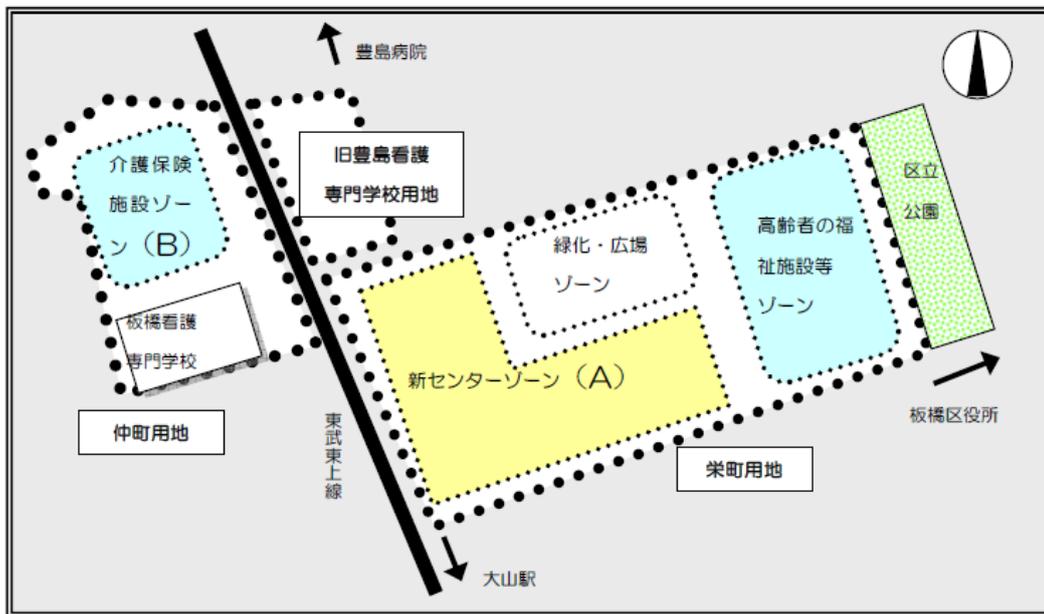
※ 再編整備の考え方

- ① 超高齢社会における医療・介護を取り巻く課題に積極的に応え、高齢者が自分らしく、安心して暮らせる「健康長寿社会」の実現を目指す。
- ② 行政の知恵と民間の活力で構築する新たな予防・医療・介護のサービスの提供モデル発信の拠点とする。
- ③ 医療・研究機能の融合並びに介護保険施設との連携を図り、高齢者の在宅生活の支援、予防・医療・介護を支える人材育成等を行う。

(3) 板橋キャンパス再編整備基本計画（平成20年2月）

平成20年2月に策定した板橋キャンパス再編整備基本計画では、基本構想を踏まえて、健康長寿医療センターの機能、運営形態等の設立概要や、板橋ナーシングホームの後継施設の規模、運営形態等の設立概要、キャンパス再編整備に関するゾーニングの基本的考え方などを提示している。

図2 基本計画におけるゾーニング（案）



5 板橋キャンパス再編整備基本計画に基づく整備状況

都は基本計画に基づき板橋キャンパスの再編整備を進めており、その状況は以下のとおりである。

(1) 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの設立

平成21年4月、東京都老人医療センターと東京都老人総合研究所を一体化して、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターを設立した。平成25年6月には板橋キャンパス内（主に図2の「新センターゾーン」に該当する区域）に整備した新施設での運営を開始し、平成30年4月には新たに同キャンパス内（主に図2の「緑化・広場ゾーン」に該当する区域）に整備した駐車場の全面運用を開始した。

(2) 板橋ナーシングホームの廃止、後継施設の運用開始

板橋ナーシングホームの後継施設となる特別養護老人ホーム等の整備・運営事業者を公募により決定し、平成26年10月、仲町用地（主に図2の「介護保険施設ゾーン」に該当する区域）において運用を開始した。その後、平成27年3月に板橋ナーシングホームを廃止している。

(3) 旧施設の解体

旧健康長寿医療センターや板橋ナーシングホーム等、栄町用地に所在する旧施設の解体を順次進め、平成30年度中に終了予定である。

6 板橋キャンパス再編整備基本計画策定後の検討状況とゾーニング

旧施設解体後の跡地（主に図2の「高齢者の福祉施設等ゾーン」に該当する区域）については、基本計画時におけるゾーニングの基本的な考え方にに基づき、キャンパスの立地条件も念頭に置きながら地域の福祉ニーズ等を踏まえた活用策の検討を進めてきた。

検討結果を踏まえ、跡地はゾーンに区分して整備するものとし、各ゾーンの整備内容、配置は以下のとおりとする。

(1) 各ゾーンの整備内容

ア 高齢・障害サービスゾーン

都では、未利用公有地を社会福祉法人等の民間事業者減額貸付を行い、地域に密着した生活の場の整備を促進する事業（「公有地活用による地域の福祉インフラ整備事業」）を進めている。

キャンパスが所在する地元の板橋区では、「板橋区介護保険事業計画2020」に基づき地域密着型サービスの基盤整備を進めているほか、「板橋区障がい福祉計画（第5期）」、「障がい児福祉計画（第1期）」に基づき障害福祉サービスの提供体制の確保を進めており、キャンパスの一部を高齢者及び障害者向けの福祉サービス事業所の整備に活用したいとの要望がある。

板橋区の要望を踏まえ、「高齢・障害サービスゾーン」では、「公有地活用による地域の福祉インフラ整備事業実施要綱」に基づき、借受事業者を公募し、高齢者及び障害者向け福祉サービス事業所を整備する。

イ 社会福祉施設建替え促進事業ゾーン

老朽化した特別養護老人ホームの建替えを促進するため、都では、公有地を活用して建替え期間中の代替施設を整備し、希望する事業者が交代で利用する仕組みの構築に取り組んでいる。

現在、旧都立清瀬小児病院の跡地に代替施設の整備を進めているが、区部においても建替えを促進するため、「社会福祉施設建替え促進事業ゾーン」に代替施設を2棟（96床、120床）整備し、利用希望施設に貸付けを行う。

ウ 防災ゾーン

災害発生時に避難所で必要となる食料、生活必需品を備蓄する都災害備蓄倉庫を整備し、区市町村の備蓄を補完することにより、都全体の備蓄機能の強化を図る。

また、板橋区からの防災機能の整備の要望を踏まえ、防災訓練や災害発生時の避難場所等として使用できる用地を確保し、当該用地は、隣接する大山公園との一体的な活用が可能なものとする。

エ 多目的スペース

板橋キャンパスがこれまで地域住民の交流の場としても活用されていたことを踏まえ、新たに整備を予定している福祉施設も含め、地域交流イベント等、様々な用途に活用できる共用スペースを整備する。

(2) 各ゾーンの配置

各ゾーンは以下の考え方にに基づき配置する。

ア 施設利用者や地域住民に配慮した構内通路の整備

大山駅への歩行者動線等考慮し、施設利用者や地域住民が利用する構内通路を、既存の構内通路の位置に整備する。

イ 遊歩道の整備

都道側の喧騒を和らげる緩衝帯や利用者及び地域住民の憩いの空間として機能する遊歩道を整備する。

ウ 医療・福祉施設の一体性

キャンパス内の医療・福祉施設の連携を見据え、高齢者及び障害者向け福祉サービス事業所及び代替施設（特別養護老人ホーム）は健康長寿医療センターと近接して配置する。

エ 回遊動線の確保

施設利用者、地域住民にとって快適な回遊動線を確保する。

オ 災害備蓄倉庫へのアクセス

大型車両が出入りする災害備蓄倉庫は都道補助26号線からのアクセスを確保する。

カ 管理しやすいゾーニング

都、民間事業者それぞれが明確に管理できるゾーニングとする。

以上の検討を踏まえたゾーニングは図3のとおりである。

図3 ゾーニング



7 各ゾーンの整備スケジュール（予定）

各ゾーンの整備スケジュール（予定）は以下のとおりである。本プランを踏まえ、引き続き、再編整備を推進していく。

（1）高齢・障害サービスゾーン

- 2019年度（平成31年度） 都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業実施要綱に基づき各施設に係る事業者公募
- 2021年度～2022年度 工事（実施主体：各事業者）
- 2022年度末 各施設の開設

（2）社会福祉施設建替え促進事業ゾーン

- 2019年度（平成31年度） 構内整備に係る基本設計・実施設計
～2022年度
- 2022年度～2025年度 工事（実施主体：都）、第一期利用施設公募
- 2025年度末 代替施設の運用開始

（3）防災ゾーン

- 2019年度（平成31年度） 構内整備に係る基本設計・実施設計
～2022年度
- 2022年度～2025年度 工事（実施主体：都）
- 2025年度末 災害備蓄倉庫の運用開始

	2019年度 (平成31年度)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
高齢・障害サービスゾーン	公募		工事	開設			
社会福祉施設建替え促進事業ゾーン					第一期公募		開設
防災ゾーン	基本設計・実施設計				工事		開設

板橋キャンパス跡地活用プラン策定委員会設置要綱

30福保高施第1809号

平成31年1月4日

(目的)

第1 板橋キャンパス跡地活用プランの策定に必要な事項を検討するため、板橋キャンパス跡地活用プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会は、板橋キャンパス栄町用地の旧施設（東京都老人医療センター及び東京都老人総合研究所）解体後の跡地活用に関する事項を検討する。

(委員会の構成)

第3 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。また、板橋区から参考意見を聴取するため、オブザーバーの出席を求める。委員会の構成員及びオブザーバーは、別表1のとおりとする。

(委員長及び副委員長)

第4 委員会の委員長は高齢社会対策部長とし、計画課長を副委員長とする。

2 委員長は、委員会の会務を総括する。

3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(委員会の招集)

第5 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は第3に規定する者のほか、必要と認める者の出席を求めることができる。

(報告)

第6 委員会は、必要に応じ所掌事項に係る検討の経過及びその結果について、福祉保健局長に報告するものとする。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、福祉保健局高齢社会対策部施設支援課において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

板橋キャンパス跡地活用プラン策定委員会 委員名簿

◎委員長、○副委員長

氏名	所属
◎粉川貴司	東京都福祉保健局高齢社会対策部長
森田能城	東京都福祉保健局総務部企画政策課長
高橋裕恵	東京都福祉保健局総務部契約管財課長
池田千賀子	東京都福祉保健局生活福祉部福祉のまちづくり担当課長
瀬川裕之	東京都福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課長
○坂田早苗	東京都福祉保健局高齢社会対策部計画課長
上野睦子	東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課長
植竹則之	東京都福祉保健局高齢社会対策部施設計画担当課長

(オブザーバー)

近藤直樹	板橋区健康生きがい部長寿社会推進課長
星野邦彦	板橋区福祉部障がい者福祉課長
木内俊直	板橋区危機管理室地域防災支援課長
柴崎直樹	板橋区土木部みどりと公園課長